

島本町立学童保育室入室資格要領

(平成 5 年 4 月 1 日)

最近改正 平成 30 年 11 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島本町立学童保育室設置条例（昭和 57 年島本町条例第 5 号。以下「条例」という。）及び島本町立学童保育室設置条例施行規則（昭和 57 年島本町規則第 4 号。以下「規則」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 条例第 3 条第 2 号に規定する監護に欠ける労働は、次に掲げる要件の全てを備えなければならない。

- (1) 居宅外の労働又は居宅であっても当該児童と離れて日常の家事以外の労働を行っていること。
- (2) 月間 15 日以上労働する日があり、かつ、午前 8 時から午後 5 時 30 分までの間に午後 2 時以降の時間帯を含む 4 時間以上の労働する時間があること。
- 2 前項の場合において、春季、夏季又は冬季の学校休業期間（島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 号アからウまでに掲げる休業日をいう。）に限って入室するものであるときは、同項第 2 号中「午後 2 時以降の時間帯を含む 4 時間以上」とあるのは、「4 時間以上」と読み替えるものとする。
- 3 条例第 3 条第 2 号に規定する監護に欠ける疾病は、医師が監護能力無しと診断する疾病であることとする。
- 4 前 3 項に掲げるもののほか、条例第 3 条第 2 号に規定する監護に欠ける事由は、次に掲げるものとする。この場合において、第 2 号から第 4 号までに掲げる事由の要件については、第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
 - (1) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 - (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - (3) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
 - (4) その他教育長が適当と認める事由

(入室資格の特例)

第 3 条 条例第 3 条第 4 号に規定する「その他教育委員会が適当と認めること」とは、次の各号に該当する場合のことをいう。ただし、同条 4 号の適用については、規則第 2 条に規定する定員に余裕のある場合に限るものとし、その児童数については、同定員の 1 割以内とする。

- (1) 児童が身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚

生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けた児童、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象である障害児であるとき、条例第3条第3号の規定にかかわらず、小学校の第6学年までの入室を許可することができる。

(2) その他教育長が児童の適切な保護及び健全育成を図るために必要と認めた場合。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行し、平成26年度の入室分から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。